

事務ガイドライン(第三分冊)13 指定信用情報機関関係 新旧対照表

現 行	改正案
<p>I-2 業務の適切性</p> <p>I-2-6 <u>信用情報管理態勢</u></p> <p>指定信用情報機関が取り扱う信用情報については、当該情報が漏えい等した場合に、資金需要者等からの信任を失うとともに、貸金業全体の信頼性を損ないかねないことから、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>信用情報の適切な取扱いについては、法第41条の20に基づき業務規程を定めて内閣総理大臣の認可を受けることとされているほか、個人情報保護法、保護法ガイドライン及び実務指針の規定に基づく措置が確保される必要がある。</p> <p>(新設)</p> <p>以上を踏まえ、指定信用情報機関は、信用情報を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>指定信用情報機関の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)法令等を踏まえた業務規程等の整備</p> <p>業務規程等において、法令等を踏まえ、適切な信用情報の管理のための方法及び組織体制の確立(部門間における適切なけん制機能の確保を含む)等を具体的に定めているか。</p>	<p>I-2 業務の適切性</p> <p>I-2-6 <u>信用情報等の管理態勢</u></p> <p>指定信用情報機関が取り扱う信用情報については、当該情報が漏えい等した場合に、資金需要者等からの信任を失うとともに、貸金業全体の信頼性を損ないかねないことから、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>信用情報の適切な取扱いについては、法第41条の20に基づき業務規程を定めて内閣総理大臣の認可を受けることとされているほか、個人情報保護法、保護法ガイドライン及び実務指針の規定に基づく措置が確保される必要がある。</p> <p><u>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</u></p> <p><u>(注)「クレジットカード情報等」とは、個人情報のうち、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)及びクレジットカードに係る業務のために入手した個人情報(例えば、住所、生年月日等)をいう。</u></p> <p>以上を踏まえ、指定信用情報機関は、<u>信用情報及びクレジットカード情報等(以下「信用情報等」という。)</u>を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>指定信用情報機関の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)法令等を踏まえた業務規程等の整備</p> <p>業務規程等において、法令等を踏まえ、適切な<u>信用情報等の</u>管理のための方法及び組織体制の確立(部門間における適切なけん制機能の確保を含む)等を具体的に定めているか。</p>

(2)法令等を踏まえた信用情報の管理に係る実施態勢の構築

- ① 役職員が業務規程等に基づき、適切に信用情報の管理を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ② 信用情報へのアクセス管理の徹底(アクセス権限を付与された本人以外の第三者が使用することの防止等)、内部関係者による信用情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、営業所等の統廃合等を行う際の信用情報の漏えい等の防止などの対策を含め、信用情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。

また、特定役職員に集中する権限等の分断や、幅広い権限等を有する役職員への管理・けん制の強化を図る等、不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

- ③ 信用情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

- ④ 信用情報については、法第41条の20第1項第3号に基づき、その安全管理及び役職員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

(安全管理について必要かつ適切な措置)

- ・ 保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置。
- ・ 実務指針Ⅰ及び別添1の規定に基づく措置。

(役職員の監督について必要かつ適切な措置)

- ・ 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置。
- ・ 実務指針Ⅱの規定に基づく措置。

(2)法令等を踏まえた信用情報等の管理に係る実施態勢の構築

- ① 役職員が業務規程等に基づき、適切に信用情報等の管理を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ② 信用情報等へのアクセス管理の徹底(アクセス権限を付与された本人以外の第三者が使用することの防止等)、内部関係者による信用情報等の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、営業所等の統廃合等を行う際の信用情報等の漏えい等の防止などの対策を含め、信用情報等の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。

また、特定役職員に集中する権限等の分断や、幅広い権限等を有する役職員への管理・けん制の強化を図る等、不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

- ③ 信用情報等の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった者への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

- ④ 信用情報等については、その安全管理及び役職員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

(安全管理について必要かつ適切な措置)

- ・ 保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置。
- ・ 実務指針Ⅰ及び別添1の規定に基づく措置。

(役職員の監督について必要かつ適切な措置)

- ・ 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置。
- ・ 実務指針Ⅱの規定に基づく措置。

(新設)

- ⑤ 定期的又は随時に、信用情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。
また、信用情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。

I-2-7 信用情報提供等業務の委託

業務の効率化の観点から、内閣総理大臣(金融庁長官)の承認を受けて信用情報提供等業務の一部を委託すること(以下「業務委託」という。)が可能とされており、当該承認に係る基準は、法施行規則第 30 条の 7 に定めている。更に指定信用情報機関から信用情報提供等業務の一部を受託した者は、指定信用情報機関の同意を得て更に他の者に当該受託した業務の一部を委託することができる。また、信用情報提供等業務の再委託を受けた者は、再委託を受けた信用情報提供等業務の一部を、委託を受けた者及び指定信用情報機関の同意を条件に、更に他の者に委託(再々委託)することができる(法第 41 条の 19)。いずれの場合も、受託した信用情報提供等業務の全てを再委託又は再々委託できるものではない。

また、指定信用情報機関が業務委託をする場合の監督に当たって

- ⑤ クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。
・クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。
・業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピューター画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。
・独立した内部監査部門において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に内部監査を行っているか。
- ⑥ 定期的又は随時に、信用情報等の管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。
また、信用情報等の管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。

I-2-7 外部委託

(1)信用情報提供等業務の委託

業務の効率化の観点から、内閣総理大臣(金融庁長官)の承認を受けて信用情報提供等業務の一部を委託することが可能とされており、当該承認に係る基準は、法施行規則第 30 条の 7 に定めている。更に指定信用情報機関から信用情報提供等業務の一部を受託した者は、指定信用情報機関の同意を得て更に他の者に当該受託した業務の一部を委託することができる。また、信用情報提供等業務の再委託を受けた者は、再委託を受けた信用情報提供等業務の一部を、委託を受けた者及び指定信用情報機関の同意を条件に、更に他の者に委託(再々委託)することができる(法第 41 条の 19)。いずれの場合も、受託した信用情報提供等業務の全てを再委託又は再々委託できるものではない。

(2)外部委託する際の留意点

指定信用情報機関が信用情報等に関する業務を委託(以下「外部

は、例えば、以下の点に留意するものとする。

- ① 委託先の選定基準や委託に伴うリスクが顕在化したときの対応などを規定した業務規程等を定め、役職員が業務規程等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ② 委託先における法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置が確保されているか。また、業務委託を行うことによって、検査や報告命令、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。
(新設)
- ③ 委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、指定信用情報機関は資金需要者等の利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢を整備しているか。
- ④ 委託先における目的外使用の禁止も含めて信用情報の管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。
- ⑤ 信用情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。
- ⑥ 業務委託先の管理について、責任部署を明確化し、業務委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、業務委託先において信用情報の管理が適切に行われていることを確認しているか。

委託」という。)する場合の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

- ① 外部委託先の選定基準や委託に伴うリスクが顕在化したときの対応などを規定した業務規程等を定め、役職員が業務規程等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ② 外部委託先における法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置が確保されているか。また、外部委託を行うことによって、検査や報告命令、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。
- ③ 委託契約によっても当該指定信用情報機関とクレジットカード利用者等との間の権利義務関係に変更がなく、クレジットカード利用者等に対しては、当該指定信用情報機関自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。
(注)外部委託には、形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視しうる場合や当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も含む。
- ④ 委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、指定信用情報機関は資金需要者等及びクレジットカード利用者等の利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢を整備しているか。
- ⑤ 外部委託先における目的外使用の禁止も含めて信用情報等の管理が整備されており、外部委託先に守秘義務が課せられているか。
- ⑥ 信用情報等の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。
- ⑦ 外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において信用情報等の管理が適切に行われていることを確認しているか。

⑦ 業務委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。

⑧ 業務委託先による信用情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。

その上で、業務委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

さらに、アクセス権限を付与された本人以外の第三者が当該権限を使用すること等を防止するため、業務委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認(権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。)が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

⑨ 二段階以上の委託が行われた場合には、業務委託先が再委託先の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して指定信用情報機関自身による直接の監督を行っているか。

⑩ 委託業務に関する苦情等について、資金需要者等から委託元である指定信用情報機関への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

⑧ 外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。

⑨ 外部委託先による信用情報等へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。

その上で、外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

さらに、アクセス権限を付与された本人以外の第三者が当該権限を使用すること等を防止するため、外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認(権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。)が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

⑩ 二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して指定信用情報機関自身による直接の監督を行っているか。

⑪ 委託業務に関する苦情等について、資金需要者等及びクレジットカード利用者等から委託元である指定信用情報機関への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。